

海外在勤員旅費規程

昭和32年10月15日制定

昭和32年11月1日実施

昭和36年12月1日改正実施

昭和37年10月1日改正実施

昭和37年11月1日改正実施

第1章 総 則

(目的)

第1条 海外在勤員が、社務により、その在勤国内（以下「内国旅行」という。）ならびにその国と外国との間、外国間及び外国内（以下「外国旅行」という。）を旅行する場合の旅費に関しては、この規程による。

(定義)

第2条 この規程において海外在勤員とは、本社より派遣されて海外に在勤する役職員及び海外において採用され、在勤員として発令されたものをいう。

2. 海外の支店（駐在員事務所等これに準ずるものを含む）において採用または雇用され、職員として発令されたものについては、この規程を準用する。

(旅行命令)

第3条 旅行は、内国旅行については、支店長の命令により行なう。

ただし、往復日数が10日以上に及ぶときは、当該旅行に関し、社長の承認を求めねばならない。

2. 外国旅行については、すべて社長の命令により、行なわれねばならない。

(精算期限)

第 4 条 概算払による旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行が完了した後、内国旅行にあつては5日以内、外国旅行にあつては10日以内に、当該旅行についての旅費の精算をしなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第 5 条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金等の実費額による。ただし運賃の等級を区分する路線による場合は、命令権者はその都度等級を指定するものとする。

(船賃)

第 6 条 船賃の額は、旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む)及び寝台料の実費額による。ただし、運賃の等級を区分する船舶による場合、または同一路線であつても船会社により運賃に差別がある場合は、命令権者は、その都度利用すべき等級または船舶を指定するものとする。

(航空賃)

第 7 条 航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃の実費額による。ただし、同一路線で運賃に差別のある場合は、命令権者はその都度利用すべき飛行機を指定するものとする。

(バス賃)

第 8 条 バス賃の額は、現に支払つた旅客運賃の実費額による。ただし、バス賃の等級を区分するバスによる場合、または同一路線であつてもバス会社によりバス賃に差別がある場合は、命令権者はその都度利用すべきバスを指定するものとする。

(特別備車馬賃)

第 9 条 特別に船舶、飛行機、自動車(タクシー及びハイヤーを含む。)及び馬を備つて利用するときは、やむを得ない事由により且つ命令権者の承認のあつた場合に限り、現に支払つた運賃の実費額による。

(日当・宿泊料)

第 10 条 日当、宿泊料、および食卓料は別表第 1 の通り米弗を以つて定める。米弗の現地通貨への換算率は別に之を定める。

2. 旅行者が同一地域に滞在する場合の日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在日数に応じ、次の区分による。

(1) 15 日を超える場合は、その超える日数が 30 日までは、その超える日数について定額の 100 分の 90 に相当する額。

(2) 30 日を超える場合は、その超える日数が 60 日までは、その超える日数について定額の 100 分の 80 に相当する額。

(3) 60 日を超える場合は、その超える日数について定額の 100 分の 70 に相当する額。

(4)移住地その他工事現場等において長時間滞在する場合においては、前3号の規定に拘らず、別に定めるところによる。

3.同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日本数から控除する。

(移転料)

第 1 1 条 移転料は、次の各号による。

(1)赴任の際、扶養家族を同伴して新在勤地まで移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの距離に応じた別表第3の通り米費を以つて定める。米費の現地通貨への換算率は別に之を定める。

(2)赴任の際、扶養家族を同伴しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額。

(3)赴任の際、扶養家族を同伴せず、後日これを在勤地に呼び寄せる場合には、一回に限り、前号に規定する額に相当する額。

(着後手当)

第 1 2 条 着後手当の額は、新在勤地のある地域の区別に応じた別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(家族旅費)

第 1 3 条 家族旅費は、扶養家族1人ごとにその移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

(1)12才以上のものについては、その移転の際における海外在勤員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃等の全額なら

びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額。

(2) 12才未満のものについては、その移転の際における海外在勤員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1ならびに鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃等の実費額に相当する額。

(日帰旅行)

第 1 4 条 日帰旅行については、行程100Km以上または引続き5時間以上にわたる場合には、日当定額の2分の1に相当する額及び鉄道賃、船賃、航空賃、及び車賃等の実費額を支給し、その他の場合には鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の実費額のみ支給する。

(遺族旅費)

第 1 5 条 海外在勤員が出張中に死亡し、その遺族が在勤地にあるときは、在勤地から死亡地までの往復に要する当該海外在勤員の死亡当時の職務相当の旅費をその遺族に支給する。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃・船賃)

第 1 6 条 鉄道賃・船賃については、外国旅費規定第6条及び第7条を準用する。ただし、給与月額「25,000円」とあるを「4級以上の職員および給与月額200弗相当額の現地採用職員」と読み替える。

(日当・宿泊料)

第 17 条 日当・宿泊料及び食卓料の額は、別表第 2 の定額による。

(移 転 料)

第 18 条 移転料については、外国旅費規程第 14 条を準用しその額は別表第 3 の通りの米弗とする。米弗の現地通貨への換算率は別にこれを定める。家族旅費については、外国旅費規程第 15 条を準用する。

(着後手当)

第 19 条 着後手当の額は、新在勤地のある地域の区分に応じ、別表第 2 の日当額 7 日分及び宿泊料定額の 7 夜分に相当する額とする。

(内国旅費規程・外国旅費規程等準用)

第 20 条 この規程に定めていない事項については、内国旅費規程および外国旅費規程を準用する。

付 則

この規程は、昭和 36 年 12 月 1 日より実施する。

旅行命令を発する場合(その変更を含む)は、旅行命令簿(別紙様式第 1)に所要事項を記載して行なう。また旅費の精算は所定の請求書(別紙様式第 2)に必要な書類を添えて提出することによつて行なうものとする。

この規程は一部を改正し、昭和 36 年 12 月 1 日より実施する。

この規程はサント・ドミンゴ駐在員事務所開設に伴い更に一部を改正し昭和 37 年 10 月 1 日より実施する。

この規程は日当、宿泊料、及び食卓料、移転料を米弗基準に改正し、昭和 37 年 11 月 1 日より実施する。

別紙様式第1

旅行命令簿

所屬	氏名	用務先		命令者所屬長 認印	受命者 認印	考
	年 月 日	自 月 日 至 月 日	日 間			
発令日						

(同 上)

別紙様式第2の(1)

内國旅費格 算請求書

概算額		精算額	返納額	理由	
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	
		鉄道(給)賃	航空賃	車賃	日当
		路程	運賃	定額	夜定額
		Km	計	日	夜
合計					
支払					
備考		上記のとおり請求します。 年 月 日 氏名 上記のとおり受領・精算・返納しました。 年 月 日 氏名			

備考 1. 本様式は、使途に従い、不用の文字は捺消して使用すること。
 2. 食卓料、移転料、着後手当、家族旅費、旅行雑費を支給した場合は備考欄に記入すること。

別紙様式第2の(2)

外匯旅費
概算
精算額
進給額
還納額

經理課		課長		係長		取扱者		支払済											
概算額		精算額		進給額		還納額													
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道(給)賃		航空賃		車賃		貸目		当		宿泊料		食卓料		
					程	運賃	急行料	金	計	定額	実賃	額	日	数	定額	夜	数	定額	額
			Km																
合 計																			
路程定額		既給額		差引額		着後手当		日		當		宿泊料		計		旅行		雑費	
移転料						夜													
家	区	分	人員	鉄道	賃	航空	賃	車	賃	當	宿	泊	料	食	卓	料	後	手	当
族	1	2	才以上																
旅	6	才以上	12才未満																
費	6	才未満																	
	計																		
上記のとおり旅費を請求します。										年 月 日		日 月 日		備考					
上記の金額を領収しました。										氏名		氏名		備考					

備考 1.本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2.扶養親族移転料だけは請求する場合には、本人分の旅費を未償すること。

別表第1

内国旅行の日当・宿泊料・食卓料

(単位：\$相当額)

区 分	日 当			宿 泊 料			食卓料 全地区
	A地区	B地区	C地区	A地区	B地区	C地区	
2 級 以 上	3	2	1.5	7	6	5	2
4 級 以 上 現地給与月額 \$200相当 額以上の者	2.5	1.8	1.2	6	5	4	2
5 級 以 下 現地給与月額 \$200相当 額未満の者	2	1.5	1	5.5	4.5	3.5	1.5

A地区：各国首都

B地区：A地区およびC地区を除く地区

C地区：移住地

上記各地区を継続して旅行する場合、各地区につき
定めた日当・宿泊料をそれぞれ支給する。

別表第2

外国旅行の日当、宿泊料、食卓料

(単位：\$相当額)

区 分	日 当			宿 泊 料			食卓料 全地区
	A地区	B地区	C地区	A地区	B地区	C地区	
2 級 以 上	4.5	4	3.5	1.3	1.15	1.0	5.5
4 級 以 上 現地給与月額 \$200以上の者	4	3.4	2.7	1.1	1.0	9	5
5 級 以 下 現地給与月額 \$200未満の者	3.5	2.9	2.2	9	8	7	4

A地区：北米。西欧諸国及びベネズエラ。ドミニカ

B地区：ブラジル。チリ

C地区：アルゼンチン。パラグアイ。ボリビア。ペルー。
コロンビア。エクアドル。ウルグアイ

別表第3

移 転 料

(単位：\$相当額)

区 分	200Km 未満	200Km 以上 500Km 未満	500Km 以上 1,000Km 未満	1,000Km 以上 1,500Km 未満	1,500Km 以上 2,000Km 未満	2,000Km 以上 5,000Km 未満	5,000Km 以上 10,000Km 未満	10,000Km 以上
2級以上	60	68	93	120	155	188	207	227
4級以上 現地給与 \$200相 当額以上	55	58	80.5	105.5	133	164	180.5	197.2
5級以下 現地給与 \$200相 当額未満	40	50	70	95	123	154	170	187

日本海外移住振興株式会社よりの派遣社員が同社より
赴任又は同社へ帰任するときの移転料は同社外国旅費
規程を準用する。

Jamic Ltda
Ijyushinko Ltda 旅費規程

昭和32年11月1日制定実施

昭和36年12月1日改正実施

昭和37年11月1日改正実施

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 社員および職員が、社務のため、国内（以下「内国旅行」という。）ならびに本邦と外国との間、外国間および外国内を旅行するときの旅費は、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

(旅行命令)

第 2 条 旅行は、最高代表社員（日本海外移住振興株式会社の役員である代表社員をいう。）の発する命令により行なう。

(発令の方法)

第 3 条 旅行命令を発する場合（その変更を含む。以下同じ。）は、旅行命令簿（別紙様式第1）に所要事項を記載して行なう。ただし、いとまがない場合には、口頭により旅行命令を発することができる。この場合は、爾後できるだけすみやかに旅行命令簿の記載を行なわねばならない。

(旅行命令の変更)

第 4 条 旅行者は、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情

で旅行命令に従つて旅行することが出来ない場合は、あらかじめその変更の申請をして、その許可を得なければならない。ただし、旅行者は、上記の申請をするいとまがない場合は、その後できるだけすみやかに承認を求めなければならない。

2. 旅行者は前項の許可または承認を得ないで旅行を行なつた場合は、許可または承認を得ないで行なつた旅行に対する旅費の支給を受けることができない。

(旅費の種類)

第 5 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、家族旅費、旅行雑費および死亡手当とする。

(旅費の計算)

第 6 条 旅費は、順路により計算する。ただし、第4条により順路の変更申請が承認されたときは、実際の順路によつて計算する。

(旅行日数)

第 7 条 旅行日数は、命令を受けた業務のために要した日数による。ただし、第4条の変更申請が承認されたときは、承認された日数を旅行日数に算入する。

(長期滞在時の日当、宿泊料)

第 8 条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当および宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞向日数に応じて、次の各号による。

(1) 15日をこえる場合は、そのこえる日数が30日までは、そのこえる日数について定額の100分の90に相当する額。



費の外、その事情発生のために特に要した旅費以外の実費を補給することが出来る。

(給与変更による旅費変更)

第 1 2 条 旅行中に給与の変更が行なわれ、旅費の等級に異動を生じたときは、発令の日から異動後の給与による旅費を支給する。

(旅行命令取消または死亡の際の補償)

第 1 3 条 旅行命令を受けた者が、その出発前に旅行命令を取消され、または死亡したとき、その旅行のために既に支出した金額がある場合には、社長の承認する金額の範囲において、支出した金額を支給することができる。

(旅費喪失の補償特例)

第 1 4 条 旅行中天災または不可抗力により支給を受けた旅費額の全部または一部を喪失した場合は、その喪失した旅費額につき、最高代表社長社員の承認する範囲内において旅費として再支給することができる。

第 2 章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第 1 5 条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金等実費額による。ただし運賃の等級を区分する路線による場合は、命令権者は、その都度等級を指定するものとする。

(船賃)

第 1 6 条 船賃の額は、旅客運賃(はしけ賃および棧橋賃を含む。)および寝台料の実費額による。

たゞし、運賃の等級を区分する船舶による場合、または同一路線であつても船会社により運賃に差別がある場合は、命令権者はその都度利用すべき等級または船舶を指定するものとする。

(航空賃)

第 1 7 条 航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃の実費額による。
たゞし、同一路線で運賃に差等のある場合は、命令権者はその都度利用すべき飛行機を指定するものとする。

(バス賃)

第 1 8 条 バス賃の額は、現に支払つた旅客運賃の実費額による。
たゞし、バス賃の等級を区分するバスによる場合、または同一路線であつてバス会社によりバス賃の差別がある場合は、命令権者は、その都度利用すべきバスを指定するものとする。

(特別備い交通機関)

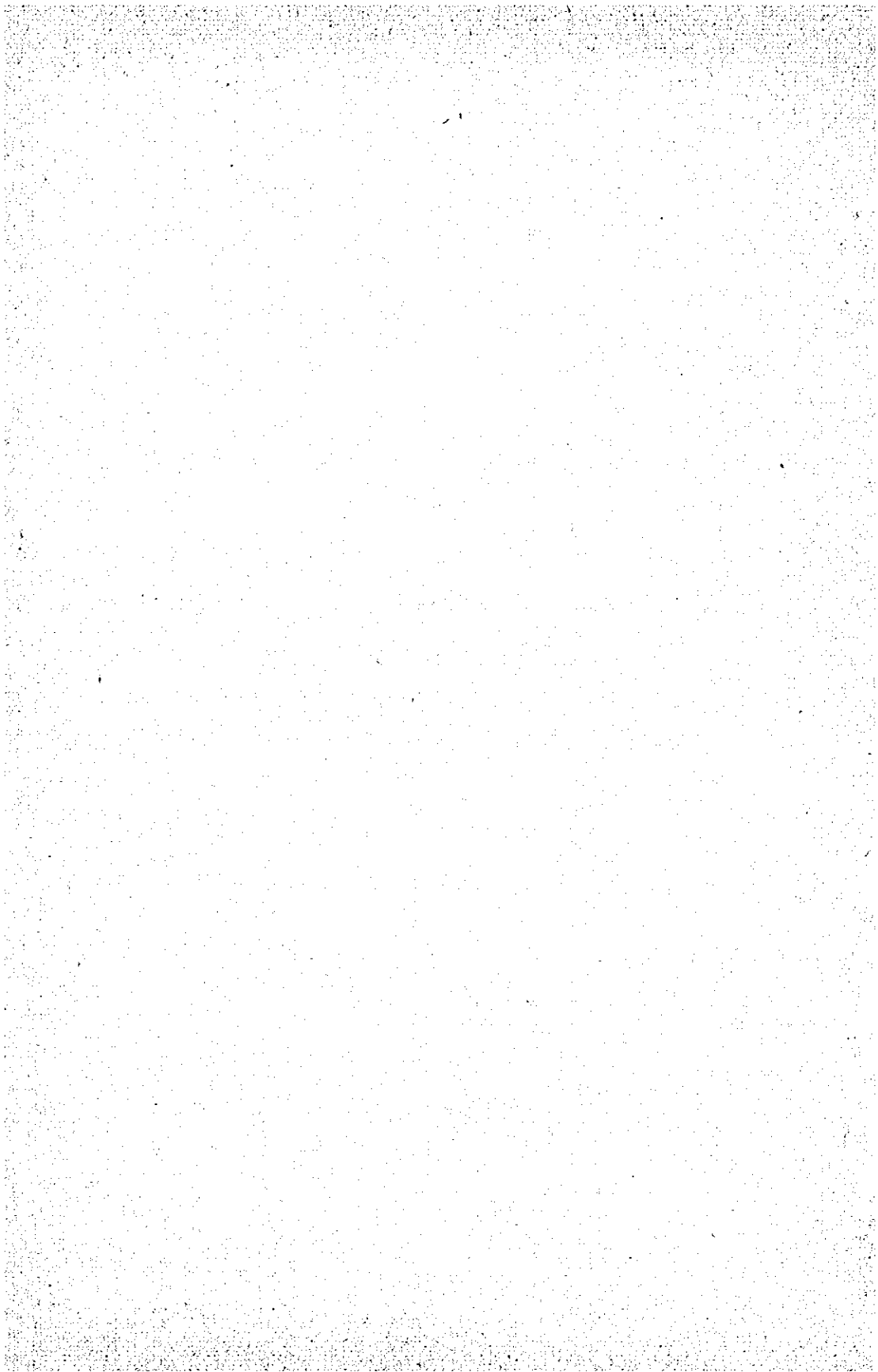
第 1 9 条 特別に船舶、飛行機、自動車(タクシーおよびハイヤーを含む。)および馬を備つて利用するときは、やむを得ない事由により、且つ命令権者の承認のあつた場合に限り、現に支払つた運賃の実費額による。

(日当・宿泊料・食卓料)

第 2 0 条 日当、宿泊料および食卓料は別表第 1 の通り米弗を以つて定める。米弗の現地通貨への換算率は別表之を定める。

(移 転 料)

第 2 1 条 移転料は、次の各号による。
(1)赴任の際、扶養家族を同伴して新在勤地まで移転する場合



(日帰旅行)

第 2 4 条 日帰旅行については、行程 100 Km 以上または引続き 5 時間以上にわたる場合には、日当定額の 2 分の 1 に相当する額および鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等の実費額を支給し、その他の場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の実費額のみ支給する。

(死亡時特例)

第 2 5 条 内国旅行において、旅行中に本人が死亡したときは遺族が本邦にあるときは、死亡地から本社までの本人の死亡当時の旅費額相当の往復の旅費の倍額を遺族に支給する。

2. 前項における遺族の範囲およびその順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに本人の死亡当時本人と生計を一にしていた他の親族とする。

第 3 章 外国旅行の旅費

(鉄道賃)

第 2 6 条 鉄道賃は、次の各号による。

(i) 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する路線による場合には、次に規定する運賃。

ア・最高代表社員 4 級以上の社員および給与月額 \$ 2 0 0 相当額以上の現地採用職員については、最上級の運賃。

イ・5 級以下の社員および給与月額 \$ 2 0 0 相当額未満の現地採用職員については、最上級のすぐ下位の級の運

賃。

(2) 運賃の等級を2階級に区分する路線による旅行の場合は、最高級の運賃。

(3) 運賃の等級を設けない路線の場合においては、その乗車に要する運賃。

2. 最高代表社員および2級以上の社員が、やむを得ざる事情により、特別の座席の設備を利用した場合には、最高代表社員の承認を得た場合に限り、その座席のために現に支払った運賃を支給する。

3. 急行料金または寝台料金を必要とした場合は、最高代表社員の承認を得た場合に限り、現に支払った急行料金または、寝台料金を支給する。

(船 賃)

第 2 7 条 船賃の額は、次の各号による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による場合には、最高代表社員4級以上の職員および給与月額 \$200 相当額以上の現地採用職員については最上級の運賃とし、5級以下の社員および給与月額 \$200 相当額未満の現地採用職員については、最上級のすぐ下位の運賃とする。

(2) 最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃。

ア・最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最高代表社員については、最下級より2位上位の級の運賃。4級以上の社員および給与月額 \$200

相当額以上の職員については、最下級より1位上位の級の運賃。5級以下の社員および給与月額 \$200 相当額未満の職員については、最下級の運賃。

イ・最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、最高代表社員および2級以上の社員については、中級の運賃、その他の者については、下級の運賃。

ウ・最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合は、最高代表社員については、上級の運賃、その他の者については、下級の運賃。

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合にはその乗船に要する運賃。

2. 最高代表社員および2級以上の社員が、やむを得ざる事柄により、あらかじめ最高代表社員の承認を受け、特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、その船室のために現に支払った運賃を支給する。

3. やむを得ざる事柄により、別に寝台料金を必要とした場合には、最高代表社員の承認を得た場合に限り、現に支払った寝台料金を支給する。

(航空賃)

第 28 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、同一航空路に1等とツーリスト・クラスとの別ある場合は、最高代表社員には1等、その他の社員および職員はツーリスト・クラスの運賃を支給する。

(車馬賃)

第 29 条 車馬賃の額は、実費額による。ただし、第 19 条および第 20 条の規定をこれに準用する。

(目 当)

第 30 条 目当は、旅行先の区分に応じ別表第 2 の定額による。

(宿泊料)

第 31 条 宿泊料は、旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額による。ただし、航空機、船舶内の宿泊には宿泊料は支給しない。

2. 第 27 条第 3 項の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額の 10 分の 7 に相当する額による。

(食卓料)

第 32 条 食卓料は、船賃もしくは航空賃の外、別に食費を要する場合または船賃もしくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給するものとし、その額は別表第 2 の定額による。

(移 転 料)

第 33 条 移転料の額は、次の各号による。

(1) 赴任の際、扶養家族を旧在勤地から新在勤地まで同伴するときは、その路程に応じた別表第 3 の通り米弗を以つて定める。米弗の現地通貨への換算率は別に之を定める。

(2) 赴任の際、扶養家族を同伴しないときは、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額。

(3) 赴任の際、扶養家族を同伴せず、後日扶養家族を在勤地に呼び寄せるとき、1 回に限り、前号に規定する額に相当す

る額。

(家族旅費)

第 3 4 条 家族旅費は、次の各号の一に該当するときは、支給する。

(1)赴任する際、最高代表社員の承認を受け、扶養家族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。

(2)赴任の際、赴養家族を随伴せず、後日、社長の承認を受けて、扶養家族を在勤地に呼び寄せ、または本邦に帰らせるとき。ただし、同一在勤地において同一人につき1回に限る。

(3)社員または職員が死亡したとき。ただし、次の区分による。

ア・社員または職員が在勤地において死亡した場合その扶養家族が在勤地に在るときは、帰国に要する旅費。

イ・社員または職員が旅行中に死亡した場合、その扶養家族が在勤地に在るときは、第1順位の扶養家族が在勤地から本人の死亡地まで往復するに要する旅費と扶養家族が帰国に要する旅費。

2.前項第1号乃至第3号の規定に該当する場合における家族旅費の額は、扶養家族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号による。

(1)配遇者については、その移転の際における最高代表社員および社員または職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車馬賃の全額ならびに日当宿泊料、食卓料、着後手当および支度料の3分の2に相当する額。

(2)12才以上の者については、その移転の際における最高代

表社員および社員または職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車馬賃の金額ならびに日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額。

(3) 12才未満の者については、その移転の際における最高代表社員および社員または職員相当の日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1ならびに航空賃、船賃、鉄道賃および車馬賃の金額に相当する額。

(着後手当)

第 3 5 条 着後手当の額は、新在勤地の在る地域の区分に応じた別表第2の日当定額の7日分および宿泊料定額の7夜分に相当する額を支給する。

2.本邦に帰任する場合の着後手当は、前項の規定にかかわらず、内国旅費規程別表の日当定額の5日分および宿泊料(甲地方)定額の5夜分に相当する額を支給する。

(旅行雑費)

第 3 6 条 入出国税、予防注射料、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨買入手数料、業務上特に必要な携帯荷物の運賃等旅行に伴う付帯費用および特別の調査、通訳の雇用等業務上の必要による費用ならびに予測しがたい費用等の旅行雑費については、最高代表社員の承認を得た場合に限り、その実費額を支給することができる。

(死亡手当)

第 3 7 条 最高代表社員および社員または職員が、旅行中死亡した場合には、その遺族に対して、別表第5の死亡手当を支給する。

(配偶者の死亡手当)

第 3 8 条 配偶者が、第 1 4 条第 1 項第 1 号および第 3 号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、別表第 5 の死亡手当の額の 2 分の 1 に相当する額を支給する。

(旅費不支給)

第 3 9 条 社員または職員が、自己の都合または懲戒処分により、海外において退職した場合は、帰国に要する旅費はこれを支給しない。

付 則

1. この規程は、昭和 3 2 年 1 1 月 1 日より実施する。
1. この規程の一部を改正し、昭和 3 6 年 1 2 月 1 日より実施する。
1. この規程は日当、宿泊料、食卓料、移転料を米弗基準に改正し昭和 3 7 年 1 1 月 1 日より実施する。

別表第1

(ブラジル国内国旅行)

日当、宿泊料及び食卓料

(単位：\$相当額)

区分	日 当			宿 泊 料			食卓料	
	A地区	B地区	C地区	A地区	B地区	C地区		全地区
役 員	3.5	2.5	2	8	7	6	2	
2 級 以 上	3	2	1.5	7	6	5	2	
現地給与月額\$200 相当額以上の者	4 級 以 上	2.5	1.8	1.2	6	5	4	2
現地給与月額\$200 相当額未満の者	5 級 以 下	2	1.5	1	5.5	4.5	3.5	1.5

A地区：連邦首府および各州首府

B地区：A地区およびC地区を除く地

C地区：移 住 地

上記各地区を継続して旅行する場合各地区につき定めの日当、
宿泊料をそれぞれ支給する。

別表第2

(外国旅行)

日当・宿泊料及び食卓料

(単位：\$相当額)

区 分	日 当			宿 泊 料			食卓料	
	A地区	B地区	C地区	A地区	B地区	C地区		全地区
最高代 表社員	6	5.5	5	18	16.5	14.5	8	
2 級 以 上	4.5	4	3.5	13	11.5	10	5.5	
現地給与月額\$200 相当額以上の者	4 級 以 上	4	3.4	2.7	11	10	9	5
現地給与月額\$200 相当額未滿の者	5 級 以 上	3.5	2.9	2.2	9	8	7	4

(注) A地区とは、北米、西欧諸国及びグエネセラ、
ドミニカをいい、B地区とは、チリをいい、
C地区とはアルゼンチン、パラグアイ、ボリビ
ヤ、ペルー、コロンビア、エクアドル、ウルグ
アイをいう。

別表第3

移 転 料

(単位：\$相当額)

区 分	200	200	500	1,000	1,500	2,000	5,000	10,000
	Km未滿	Km以上 500 Km未滿	Km以上 1,000 Km未滿	Km以上 1,500 Km未滿	Km以上 2,000 Km未滿	Km以上 5,000 Km未滿	Km以上 10,000 Km未滿	Km以上
最高代表 社 員	70	90	129	169	213	260	288	315
2 級 以 上	60	68	93	120	155	188	207	227
4 級 以 上 現 地 給 与 \$ 2 0 0 相 当 額 以 上 の 者	55	58	80.5	105.5	133	164	180.5	197.2
5 級 以 下 現 地 給 与 \$ 2 0 0 相 当 額 未 滿 の 者	40	50	70	95	123	154	170	187

日本海外移住振興株式会社よりの出向職員が同社との
帰・赴任についての移転料は同社外国旅費規程を準用
する。

別紙様式第2の(1)

概算 内閣旅費 概算 請求書

概算額		精算額		追給額		返納額		理由	
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道(給)賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料
					路程運賃総行料金計	定額	定額	定額	定額
					Km		Km	日	夜
} } } } } }									
合 計									
支 払 済					上記のとおり請求します。 年 月 日 氏名 上記のとおり受領・精算・返納しました。 年 月 日 氏名				
					備考 1 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。 2 食卓料、移転料、その後手当、家族旅費、旅行雑費を交給した場合は備考欄に記入すること。				

別紙様式第1

旅 行 命 令 簿

紙

所 属	氏 名	用 務 先		受 命 者 印	考
	年 月 日	期 自 年 月 日	期 至 年 月 日	命 令 者 所 属 長 認 印	
発 令 日	年 月 日	白 間			

別表様式第2の(2)

外国旅費精算請求書

概算額		精算額		追込額		返納額		支払済	
年月日	出発地	経路	鉄道(給)賃	航空賃	車賃	貸日	当額	宿泊料	食卓料
			Km		Km	日		夜	
合計									
移住料	陸	既給額	陸引額	陸	陸	計	計	旅行	雑費
区分	人員	鉄道賃	航空賃	車賃	貸日	当	宿	泊料	食卓料
十二才以上									
六才以上									
六才未満									
合計									
上記のとおり旅費を請求します。									
上記の金額を領収しました。									
						年	月	日	印
						年	月	日	考
						氏名			

備考 1. 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
 2. 扶養親族転送料だけを請求する場合には、本人分の旅費を未嘗すること。

住宅賃借契約違約金補償規定

昭和32年9月11日制定

昭和33年2月3日改正

- 第1条 出向社員（以下単に社員と称す）に対する住宅賃借契約違約金の補償は總てこの規定に従うものとする。
- 第2条 社員が違約金付住宅の賃借契約をする場合は、予め所定賃借料契約期間違約金に関する規定其他の条件を会社に具申し最高代表社員の承認を求めものとする。
- 但し住宅賃借契約違約金の補償を希望せざるものはこの限りでない。
1. 最高代表社員は契約期間2ヶ年以内にて且賃借料其他の条件が社員の身分に応じ適当と認められたものに限りこれを承認するものとする。
 2. 前項の場合最高代表社員はこれを本社に報告するものとする。
- 第3条 会社が社員の住宅賃借契約違約金を補償する限度は總額20ヶ月分以内とする。
- 但し代表社員及び業務上電話付住宅を必要と認められる社員の住宅賃借契約違約金がこの限度を超過する場合は本社の承認を求むるものとする。
- 第4条 会社は第2条の手續を完了したるもの及び第3条における本社の承認を得たるものに限り次の場合社員の住宅賃借契約違約金を補償する。

1. 契約期限内に社命により転任する場合

2. 契約期限内に本人が死亡した場合

但し後継賃借人が引続き賃借する事等により違約金の一部又は全額の支払を必要としない場合は、実際に支払われた違約金が第3条の規定額以下なればその全額、以上なれば規定額までこれを補償する。

第5条 アスンシオン支店、並びにブエノス・アイレス駐在員事務所所属の社員に関しては、本規定中最高代表社員とあるをアスンシオン支店長、又はブエノス・アイレス駐在員と読替えて適用する。

第6条 西国並びに亜国派遣社員に関しては、第3条中20コントスとあるを、それぞれ29000ガラニース又は11000ペソスと読替えて適用する。

福 利 厚 生 会 規 約

- 第1条 本会は、移住振興信用金融投資有限責任持分会社並ジヤミツグ移植
民有限責任持分会社福利厚生会と称す。
- 第2条 本会は、会員の福利厚生に資するを以て目的とする。
- 第3条 本会は別紙細則による事業を行う。
- 第4条 会員は両会社勤務の派遣職員、現地採用職員、雇傭員並囑託を以て
組織する。
- 第5条 本会の運営を行うため次の委員を置く。
- | | |
|-----|-----|
| 委員長 | 1 名 |
| 委員 | 若干名 |
| 合計 | 1 名 |
- 委員長は、最高代表社員之に任じ委員は会員の互選により委員長之
を任命する。
- 第6条 委員長は会の運営上その全責任を負い規則の改廃、予算の編成、支
出等委員会を招集して之を定める。
- 委員は委員長の招集する会議に列席し委員長の諮問に答えるものと
する。
- 会計は委員長の指示に従い金銭の出納を行い毎年度末決算報告を提
出するものとする。
- また委員のうち1名をして、会の事務を掌理せしめる。
- 第7条 本会の基金は毎年度の会社厚生費予算及会費を以て之に充当する。

会費は会員各々給毎の1%相当額とする。

第8条 会の決算報告書は日本海外移住振興株式会社へ提出し、その承認を求めねばならない。

福利厚生会事業実施細則

(1) 厚生施設

現存する会社所有の家具什器は出来る範囲内で会員に利用せしむる。
事務所の一部に居住するには委員長の承認を要し家賃の負担額は委員長
之を定める。

会員の保健体育娯楽に必要な救急箱、運動用具、娯楽用具、の設備は委
員会に於て定める。

(2) 医 療

会員の疾病、公傷外の負傷並出産に対してはその医療費の全額迄を補助
する。

同居扶養家族の場合は見舞金を支給することとし其額は委員会に於て決
定する。

但し基金の都合により厚生委員会の議を経て減額又は中止することが出
来る。

(3) 其 他

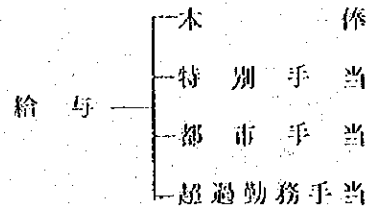
会員の旅行、運動会、観劇、親睦を目的とする会員、離任着任時の歓送
迎に要する費用を委員長決裁により本会基金から補給することが出来る。

現地採用員給与規程

昭和33年3月20日制定
(昭和33年4月5日実施)

第1条 この規程は、海外において採用され職員として発令されたもの（以下「現地採用職員」と呼ぶ。）及び雇員として発令されたもの（以下「現地採用雇員」と呼ぶ。）の給与の支給について定める。

第2条 給与の体系は次の通りとし、その支給額は月をもつて定める。



第3条 給与の原則として毎月15日に現地通貨をもつて本人に直接支給する。

第4条 本俸は本人の履歴・年齢・能力等を勘案して決定する。

2. 本俸の額は別表第1ないし第6のとおりとする。

第5条 本俸の昇給は本人の業務成績等を勘案し年1回行うことができる。

第6条 特別手当の支給に関しては本俸の100分の20を限度として、下記の場合に限り、社長の承認を得て支給することができる。

- (1) 特に困難な業務に従事するとき
- (2) 会社に必要な特技をもつとき
- (3) 転勤その他社命の遂行のため本人に経済的負担の増加が考えら

れるとき等。

第7条 都市手当は本体の100分の20を限度として、下記の場合に限り社長の承認を得て支給することができる。

(1) 伯国リオデジャネイロ、サンパウロ、ペレン地区勤務者

(2) 亜国プエノスアイレス地区勤務者

第8条 超過勤務手当の支給に関しては、別にこれを定める。

第9条 本規程の実施につき必要な事項は細則をもつて定めることができる。

附 則

第1 この規程は、昭和33年4月5日より実施する。但し、昭和33年3月1日に現地採用職員または雇員である者については、同日よりこれを適用する。

第2 本規程の適用範囲は下記の通りとする。

(1) 芭国 アスンシオン支店、その直轄事業所

(2) 亜国 プエノスアイレス駐在員事務所、その直轄事業所

第3 伯国現地法人に関しては本規程を準用させる。

別表第 1

伯國現地採用職員本俸表

	C r \$		C r \$
(1)	1,500	(21)	22,300
(2)	2,500	(22)	23,100
(3)	3,500	(23)	23,900
(4)	4,500	(24)	24,700
(5)	5,500	(25)	25,500
(6)	6,500	(26)	26,200
(7)	7,500	(27)	26,900
(8)	8,500	(28)	27,600
(9)	9,500	(29)	28,300
(10)	10,500	(30)	29,000
(11)	11,700	(31)	29,600
(12)	12,900	(32)	30,200
(13)	14,100	(33)	30,800
(14)	15,300	(34)	31,400
(15)	16,500	(35)	32,000
(16)	17,500	(36)	32,600
(17)	18,500	(37)	33,200
(18)	19,500	(38)	33,800
(19)	20,500	(39)	34,400
(20)	21,500	(40)	35,000

別表第 2

伯國現地採用雇員本俸表

	Cr \$		Cr \$
(1)	1,500	(21)	18,700
(2)	2,300	(22)	19,500
(3)	3,100	(23)	20,300
(4)	3,900	(24)	21,100
(5)	4,700	(25)	21,700
(6)	5,500	(26)	22,300
(7)	6,300	(27)	22,900
(8)	7,100	(28)	23,500
(9)	7,900	(29)	24,100
(10)	8,700	(30)	24,700
(11)	9,500	(31)	25,300
(12)	10,300	(32)	25,800
(13)	11,300	(33)	26,300
(14)	12,300	(34)	26,800
(15)	13,300	(35)	27,300
(16)	14,300	(36)	27,800
(17)	15,300	(37)	28,300
(18)	16,300	(38)	28,800
(19)	17,100	(39)	29,300
(20)	17,900	(40)	29,800

別表第 3

菲國現地採用職員本俸表

	peso		peso
(1)	800	(21)	12,400
(2)	1,400	(22)	12,800
(3)	1,900	(23)	13,200
(4)	2,500	(24)	13,700
(5)	3,000	(25)	14,100
(6)	3,600	(26)	14,500
(7)	4,200	(27)	14,900
(8)	4,700	(28)	15,200
(9)	5,300	(29)	15,700
(10)	5,800	(30)	16,100
(11)	6,500	(31)	16,400
(12)	7,100	(32)	16,700
(13)	7,800	(33)	17,100
(14)	8,500	(34)	17,400
(15)	9,100	(35)	17,700
(16)	9,700	(36)	18,100
(17)	10,300	(37)	18,400
(18)	10,800	(38)	18,700
(19)	11,400	(39)	19,100
(20)	11,900	(40)	19,400

別表第 4

暹國現地採用雇員本俸表

	peso		peso
(1)	800	(21)	10,400
(2)	1,300	(22)	10,800
(3)	1,700	(23)	11,200
(4)	2,200	(24)	11,700
(5)	2,600	(25)	12,000
(6)	3,000	(26)	12,400
(7)	3,500	(27)	12,700
(8)	3,900	(28)	13,000
(9)	4,400	(29)	13,300
(10)	4,800	(30)	13,700
(11)	5,300	(31)	14,000
(12)	5,700	(32)	14,300
(13)	6,300	(33)	14,600
(14)	6,800	(34)	14,800
(15)	7,400	(35)	15,100
(16)	7,900	(36)	15,400
(17)	8,500	(37)	15,700
(18)	9,000	(38)	16,000
(19)	9,500	(39)	16,200
(20)	9,900	(40)	16,500

別表第 5

芭園現地採用職員本俸表

	Guarani		Guarani
(1)	2,200	(21)	32,800
(2)	3,700	(22)	34,000
(3)	5,100	(23)	35,100
(4)	6,600	(24)	36,300
(5)	8,100	(25)	37,500
(6)	9,600	(26)	38,500
(7)	11,000	(27)	39,500
(8)	12,500	(28)	40,600
(9)	14,000	(29)	41,600
(10)	15,400	(30)	42,600
(11)	17,200	(31)	43,500
(12)	19,000	(32)	44,400
(13)	20,700	(33)	45,300
(14)	22,500	(34)	46,200
(15)	24,300	(35)	47,000
(16)	25,700	(36)	47,900
(17)	27,200	(37)	48,800
(18)	28,700	(38)	49,700
(19)	30,100	(39)	50,600
(20)	31,600	(40)	51,500

別表第 6

色国現地採用員本俸表

Guarani		GVarani	
(1)	2,200	(21)	27,500
(2)	3,400	(22)	28,700
(3)	4,600	(23)	29,800
(4)	5,700	(24)	31,000
(5)	6,900	(25)	31,900
(6)	8,100	(26)	32,800
(7)	9,300	(27)	33,700
(8)	10,400	(28)	34,500
(9)	11,600	(29)	35,400
(10)	12,800	(30)	36,300
(11)	14,000	(31)	37,200
(12)	15,100	(32)	37,900
(13)	16,600	(33)	38,700
(14)	18,100	(34)	39,400
(15)	19,600	(35)	40,100
(16)	21,000	(36)	40,900
(17)	22,500	(37)	41,600
(18)	24,000	(38)	42,300
(19)	25,100	(39)	43,100
(20)	26,300	(40)	43,800

